

パブリックコメント一覧（意見の趣旨、市の考え方及び修正の有無）

番号	項目	意見の趣旨	市の考え方	(案)の修正
1	第1章について	第1章 計画策定について 計画策定の基本的な視点は、市民が勤労世代から現役引退の人生終末期、死没までの生涯を閉じる円滑な移行のため、健康を維持し、身体の後退を防ぎ、元氣な社会生活を続けられるよう、行政活動の指針と考えます。その中で、中途の段階で、健康をがいしたり、自力での社会生活困難者の行政の支援が必要なことを定めていくものと考えます。重要ポイントは、市民一人ひとりの生涯が身体と精神が健康であることで、老化とか加齢による衰退をどう少なくするかであり、行政の役割と市民自身の努力の必要性を明確にすべきと考えます。予防のために行政のやることを何でもやります式表現から、具体的に行政のやる課題を表現すべきと考えます。自力での生活困難者を行政でケアすることを何でもやります式表現から、具体的に行政のやる課題を表現すべきと考えます。夫々で、市民自身がやるべき役割と課題を具体的に表現すべきと考えます。認知症は、具体的病気の一つであり、ここで並列するポイントとは考えにくいので、計画事業の中で、社会的問題化している具体的病気の対策事業とすることが理解しやすいと考えます。	貴重なご意見ありがとうございます。認知症に関しては、対象者の増加、治療や介護の困難さを踏まえ、現計画に引き続き重要ポイントの一つといたしました。	なし
2		第1章 計画策定について 2020年代までの急増する高齢者対策のため、予防のための諸教育や、ケアのための施設として、一方で余剰化する公共施設(特に学校)を利用し、行政コストの効率化をはかることを明記すべきと考えます。	貴重なご意見ありがとうございます。公共施設の利用については、今後とも総合的な観点から検討してまいります。	なし
3		第1章 計画策定について 高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画にしても、事業推進には国、県、市が同一課題を分担している方法、特に予算の分担は、国税、地方税を使用するにしても、極めて非効率、曖昧化に結びつく。行政改革、効率化の弊害になり、改革に向け、国、県に法改正の働きかけることを明記すべきと考えます。(大多数の行政課題に多いが)	貴重なご意見ありがとうございます。制度上の問題については、全国市長会等を通じて国等に要望してまいります。	なし
4		第1章 第6節 計画の重要ポイント 1 地域包括システムの推進(P7) 急に高齢者になるわけではなく地域として、徐々に意識を育てる仕組みを設け40-50代から生活習慣に配慮させて、2 予防重視型システムの推進P10に連携することを強化するように期待する。40-50代から生活習慣による改善として、高血圧予防、食生活、糖尿病予防、運動促進、口腔衛生対策と直接疾病に関与し、火災危険を伴う「喫煙をさせない」ことを施策の中心に位置づけるように明記するべきである。	壮年者の生活習慣の改善については、健康松戸21Ⅱの中で引き続き支援してまいります。	なし
5	第4章について	第4章 計画事業 第1節 生きがいづくり事業 2 社会参加の促進(P28)、3 就労支援(P29)の施設・施策イベントに第2節 健康づくり・予防事業の施策を横断的に盛り込み、禁煙などは全ての施策で徹底すべきである。	貴重なご意見ありがとうございます。	なし
6		要支援1の方々が、いかに楽しく生活リハビリが出来て、外に出て行くのかが支援することが大変だと思う。しかし、要介護にならないように、市民全体で支えるのは、後期高齢者の方々にもっと色々な意味での生きがいを持ってもらう指導がよいと思う。	貴重なご意見ありがとうございます。ご指摘の点を踏まえて、計画を推進してまいります。	なし
7		第2節 健康づくり・予防事業 P31-P35 介護予防の推進に直接 疾病(癌、COPD、口腔機能)に関与し、火災危険を伴う喫煙をさせないことを施策の中心に位置づけるように明記するべきである。	貴重なご意見ありがとうございます。	なし
8		第1節 生きがいづくり事業、第2節 健康づくり・予防事業の間に高齢者メンタルヘルス施策が求められる。高齢化による認知症とはいえない、精神的歪が生じ、社会と隔離する心理状態が生じるように見られる。第1節のイベント参加では回避できずイベントに参加しない者に必要となる。高齢者専門カウンセリング事業が、引きこもり孤独死を回避する。	貴重なご意見ありがとうございます。今後とも引きこもり防止に向けて、施策の充実に努めてまいります。	なし
9		第4節 居住環境整備事業 P43 火災危険を伴う、喫煙をさせないことを施策の中心に位置づけるように明記するべきである。補助の条件に敷地内完全の施設であることを条件とすべきである。	貴重なご意見ありがとうございます。	なし
10		第5節 防災・犯交通安全事業 P44 1 防災 対策 火災危険を伴う喫煙をさせないことを施策の中心に位置づけるように明記するべきである。	貴重なご意見ありがとうございます。	なし
11		本計画の「重要ポイント」の第1に「地域包括ケアシステムの推進」を掲げたことは大いに賛同します。しかし、その要である「地域包括支援センター」を増強する具体的な計画(数値目標、設置地区など)がありません。これでは単なる「構想」になってしまいます。ぜひ、増設計画数と設置予定地域を明記するよう要望します。(P7、P51)	地域包括支援センターにつきましては、平成24年度に業務評価を行い、それらを踏まえ、具体的な増設計画数や、設置地域等を検討する予定ですので、現段階では具体的な数値目標等は記載しておりません。	なし
12		地域包括ケア体制の整備に関する件(P53) 本文では、地域包括ケアを支える組織(P.53)として、地域住民、行政、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、社会福祉協議会等の関係機関が協働して取り組み、市政協力委員、民生・児童委員、……と連携を図りながら、……としておりますが、ここでは松戸市の事業である「高齢者支援連絡会」が抜けています。一方、P8の「2025年に目指すべき日常生活圏域ごとの姿」のイメージ図には、地域の相談者として「高齢者支援連絡会など」とありますが、ここには、「地区民生児童委員協議会」(地区民児協)および「地区社会福祉協議会」(地区社協)を併記すべきであると思います。「高齢者支援連絡会など」⇒「民生委員協議会・社会福祉協議会・高齢者支援連絡会など」	ご意見を受けまして、計画書(案)53ページ「地域住民、行政、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、社会福祉協議会等の関係機関が協働して取り組み」に「高齢者支援連絡会」を追加し、「地域住民、行政、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、社会福祉協議会、高齢者支援連絡会等の関係機関が協働して取り組み」に修正いたします。また、計画書(案)8ページの「2025年に目指すべき日常生活圏域ごとの姿」のイメージ図に地域相談者として「高齢者支援連絡会など」とあるところを、「民生委員・児童委員、社会福祉協議会、高齢者支援連絡会など」に修正いたします。	あり
13		第9節 施設整備事業 P57 1 介護保険関連施設等の整備 火災危険を伴う、喫煙をさせないことを施策の中心に位置づけるように明記するべきである。補助の条件に敷地内完全の施設であることを条件とすべきである。	貴重なご意見ありがとうございます。	なし
14		第10節 情報整備事業 P58 生活カタログ、広報 まつど という紙媒体でなく、パソコン・無線情報網・情報端末の活用をすべきである低速100Kbps 1000円/月程度の双方向情報システムを構築すべきである。効果的な状態監視、心理ケアにも活用できるシステム構築が可能ははずです。	今後とも様々な方策を検討し、情報整備の充実に努めてまいります。	なし
15	第5章について	“住み慣れたまちで安心して暮らし続けられるように”するために「年をとっても住み慣れたまちで、自分の家で暮らしたい」と誰もが願っています。そのためには地域ケアシステムの構築や介護予防の施策も重要だとおもいますが、介護サービスの充実が不可欠です。いま、地域の高齢化は急速に進行しています。これに伴って「高齢者問題」が急増しています。「地域密着型の介護サービス施設」(デイサービス、ショートステイ、24時間対応の訪問介護・看護など)の充実とその増設の具体的な計画をぜひ検討し、実施して頂きたいと要望いたします。	地域密着型の整備に関しては、計画書(案)70ページに記載しております。今後とも、要介護(要支援)認定者の住み慣れた地域での生活を支援するために、サービス基盤の整備に努めます。	なし